

ライフジャケットの着用義務について

【 論点 】

平成30年2月1日より、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことを踏まえ、IRBに乗船する隊員がライフジャケットを着用することを徹底するとともに、着用の適用除外について整理する。

- ① 小型船舶の操縦者（船長）に対して船室外の全ての乗船者に、安全基準への適合を確認したライフジャケット（桜マークのあるライフジャケット）を着用させる事が義務化されたこと、着用させていない場合、操縦者（船長）に違反点2点が付与されることについて記載
- ② 消防の活動する現場は様々で、流れの影響が強い場所で活動する際に必要な機能（クイックリリース）や入水し泳いで要救助者を確保するための十分な浮力が要求されるなど、専用の装備を着用して活動する。その様な救助活動を想定している場合、適用除外項目「**船外において、専用の装備を用いた作業をする場合**」に合致し、安全基準への適合を確認したライフジャケット（桜マークのあるライフジャケット）ではない物でも違反にはならない旨を記載する。



【参考】国土交通省 HPより

船外において、専用の装備を用いた作業をする方

潜水漁業、**救助**、調査、工事などの船外において行う作業を行うために、船上で専用の装備を着ている間は、その上からさらに重ねてライフジャケットを着ることが専用の装備の機能を阻害する場合に限り、適用除外になります。

※船外に身を乗り出す行為や、釣りなどの他の作業をする場合は適用除外になりません